

磐田市地域おこし協力隊設置要綱

(設置)

第1条 人口減少や高齢化が進行する本市において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住、定着を図るとともに、地域力の維持及び強化の担い手となる人材を確保するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、磐田市地域おこし協力隊（以下、「協力隊」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 協力隊は、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 地域資源の発掘及び振興に関する活動
- (2) 地域の情報発信に関する活動
- (3) 地域力の維持及び強化に資する活動
- (4) 都市間交流及び移住促進に関する活動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める活動

(隊員の要件)

第3条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は次の各号の全ての要件を満たす者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 総務省が公表する特別交付税措置に係る地域要件確認表における特別交付税措置の対象となる区域に住所を有し、委嘱の日以後に磐田市へ住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき住所を異動する者
- (2) 委嘱を受ける年度の4月1日時点で満18歳以上の者
- (3) 地域の活性化に意欲を持ち、かつ、地域住民と協力しながら積極的に活動できる者
- (4) 心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる者

(隊員の委嘱)

第4条 市長は、前条の規定により隊員を委嘱しようとするときは、委嘱状を交付する。

- 2 委嘱を受けた者は、速やかに本市に生活の拠点を移し住民票を異動しなければならない。
- 3 隊員の委嘱期間は、原則として1年間とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、期間の途中で委嘱するときは、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、通算して3年を限度として委嘱期間を延長することができる。

(身分)

第5条 隊員の身分は、次のいずれかとする。

- (1) 1号隊員 市と雇用契約をせず、第2条に掲げる活動に従事する者
- (2) 2号隊員 市が支援機関として指定した法人若しくは団体又は個人事業主に雇用される者
(隊員の報償費等)

第6条 隊員の報酬等は、隊員の身分により、次の各号に定めるところによる。

(1) 1号隊員

ア 隊員には、予算の範囲内において報償を支払うものとする。

イ 隊員の活動に要する経費は、磐田市地域おこし協力隊活動費補助金交付要綱（令和5年磐田市告示第97号）の定めによるものとする。

(2) 2号隊員

ア 市が実施する磐田市地域おこし協力隊設置業務の受託者と雇用契約を締結し、受託者が支払うものとする。

イ 隊員の活動に要する経費は、受託者が支給するものとする。

(隊員の解嘱)

第7条 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解嘱することができる。

- (1) 自己の都合により、解嘱の申出があったとき。
- (2) 隊員としてふさわしくない行動があったとき。
- (3) 傷病等により、隊員の活動が継続できないと市長が認めるとき。
- (4) 市と協議なく転出したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が隊員として適当でないと認めるとき。

(守秘義務)

第8条 隊員は、活動上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を解いた後も、同様とする。

(活動状況の報告等)

第9条 隊員は、活動の内容をまとめ、定期的に市長に報告しなければならない。

(市の役割)

第10条 市は、隊員が円滑に活動できるように、次に掲げる事項の支援等を行うものとする。

- (1) 活動に関する総合調整
- (2) 活動地域との調整及び住民等への周知
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協力隊の円滑な活動に必要な事項
(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。